

大分県議会議長 御手洗 吉生 殿

政策検討協議会  
会長 古手川 正 治



### 令和 4 年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び大分県議会会議規則（昭和 40 年大分県議会規則第 1 号）第 124 条第 2 項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和 3 年 5 月 1 日に設置されました。

令和 3 年度には、男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに向けた政策提言の策定、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく県議会の取組、県議会におけるデジタル化等の推進及び一般質問・質疑の在り方について検討を行い、令和 4 年 3 月 7 日に中間報告書をまとめ報告したところです。

令和 4 年度は、下記のとおり検討を行いましたので、その結果を報告します。

### 記

#### 1 持続可能な地域公共交通の実現に向けた政策提言

本県の人口は、2035 年には 100 万人を切ると推計されています。今後も、長期にわたり人口増加が見込めず、地域公共交通の利用者が減少する中で、新型コロナウイルスの発生を境に、リモートワークやウェブ会議が急速に普及し、通勤や出張のために人々が移動する必要性も低下しました。

しかし、地域公共交通は、他に移動手段を有しない人にとって、これからも必要不可欠であり、「住み慣れた地域に住み続けたい」という願いを叶えるためには、持続可能な地域公共交通を実現していく必要があります。

そのような中、協議会では「持続可能な地域公共交通の実現」をテーマとした調査研究を行うこととし、有識者にご意見を賜りながら検討を重ね、別紙のとおり、「持続可能な地域公共交通の実現に向けた政策提言（案）」を取りまとめました。

今後、執行部に対して政策提言を行い、持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組が充実・強化されることを期待します。

## 2 県議会におけるデジタル化の推進

現在、国を挙げて行政のデジタル化が進められており、大分県では全庁組織「大分県DX推進本部」を令和3年6月に設置し、あらゆる分野でDXを推進していくことにしています。

県議会においても、昨年、議会棟の無線LAN、リモート会議用機器及び高性能マイク等の施設整備を行った他、全議員にタブレット端末を配備し、ペーパーレス化を図るためにファイル共有システムを導入しました。

また、昨年3月に委員会条例を一部改正し、オンラインでの委員会開催を可能としました。9月にはオンラインによる採決も実現したところです。

協議会では、引き続き県議会におけるデジタル化を推進するため、次の5点について検討を行いました。

- (1) 職員録が電子化されたものの、しおり機能、所属所在地、内線番号がない等、以前より利便性が低下している問題について、執行部に改善案を提案
- (2) 議員の政策立案活動の一助とするため、各種白書等、情報収集に役立つインターネットサイト一覧を作成し、ファイル共有システムに掲載
- (3) 県議会における新たな電子申請の取組として、昨年9月から本会議及び委員会の傍聴受付、本年2月から陳情受付をそれぞれ開始
- (4) 協議会外の議員に対して、県議会のデジタル化に係るアンケートを実施し、タブレット端末の更なる活用のためのアプリ導入や、常任委員会のライブ配信等、今後の検討課題を整理
- (5) 政務活動費に係る報告事務の効率化のため、従来様式のエクセルファイルに、重複項目の自動転記、自動並び替え及び月収支の自動集計等の機能を追加

## 3 本会議における質疑の在り方

県議会の諸課題の一つとして、委員から、本会議においては全議員に議案に対する質疑の機会を認めてはどうかと提案があり、協議を行いました。協議では次のような賛否の意見がありました。

- ・国会や市町村議会に比べて、県議会や県政に対する県民の関心は低いと感じる。本会議での質問機会が少ないことに対し、県民から驚きと不満の声が寄せられている。
- ・答弁を聞いた後に新たな疑問点が出てくることもあるため、希望する議員全員に、質疑の時間を確保すべきではないか。希望者多数の場合は、議会運営委員会で日程調整すればよい。
- ・議会における発言機会は一般質問だけではない。委員会は分割開催されており、重複していなければ委員外議員として出席し、発言することも可能である。
- ・全会派に議員数に応じて平等に一般質問の機会を割り当てた上で、発言機会のない少数会派には、別に質疑の機会を与える現行方式が合理的である。

以上のように、本会議における質疑の在り方については、多様な意見があり、協議会では一定の方向性を見いだすことはできませんでした。今後は、本会議における質疑の在り方について定める議会運営要領を所管する議会運営委員会において、適切に対応されるべきものと考えます。

#### 4 海外調査研究

議員による海外調査研究については、地方自治法、大分県議会会議規則、議員派遣要領及び「海外派遣の取扱い」（県議会の申合せ）に基づき実施しています。

令和3年度及び4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施すべき状況にないことから、実施に向けた議論は行いませんでした。

令和4年度政策検討協議会 開催経過

- 第12回 日 時：令和4年4月15日（金）  
議 題：今年度の検討テーマ及び進め方について  
県議会のデジタル化の推進について  
今後のスケジュールについて
- 第13回 日 時：令和4年6月15日（水）  
議 題：今年度の検討テーマ案について  
県議会の諸課題について  
デジタル化アンケート結果について
- 第14回 日 時：令和4年6月29日（水）  
議 題：今年度の検討テーマ案について  
県議会の諸課題について  
県議会のデジタル化について
- 第15回 日 時：令和4年7月22日（金）  
議 題：地域公共交通に関する現状・取組等について（執行部説明）  
次回以降の意見聴取者について  
県議会の諸課題について
- 第16回 日 時：令和4年8月22日（月）  
議 題：次世代モビリティサービスについて  
（株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
社会・地域イノベーション推進室 副室長 城所 貴之 氏）  
県議会の諸課題について
- 第17回 日 時：令和4年9月22日（木）  
議 題：佐伯市におけるコミュニティバス及び離島航路の取組について  
（佐伯市地域振興部 部長 小野 和章 氏）  
今後のスケジュールについて
- 第18回 日 時：令和4年10月20日（木）  
議 題：地域の鉄道と新幹線 ー国鉄、JRそして未来へー  
（九州旅客鉄道株式会社 初代代表取締役社長 石井 幸孝 氏）
- 第19回 日 時：令和4年11月21日（月）  
議 題：政策提言に向けた論点整理（委員間協議）
- 第20回 日 時：令和4年12月14日（水）  
議 題：政策提言素案について（委員間協議）  
県議会のデジタル化について
- 第21回 日 時：令和5年2月1日（水）  
議 題：政策提言案について（委員間協議）  
最終報告書素案について（委員間協議）
- 第22回 日 時：令和5年2月27日（月）  
議 題：政策提言案の決定  
最終報告書の決定

(令和3年5月1日設置)

## 政策検討協議会 委員名簿

会 長 (副議長)	古手川 正 治	
副会長	羽 野 武 男	( 県 民 ク ラ ブ )
委 員	今 吉 次 郎	( 自 由 民 主 党 )
委 員	太 田 正 美	( 自 由 民 主 党 )
委 員	後 藤 慎太郎	( 自 由 民 主 党 )
委 員	高 橋 肇	( 県 民 ク ラ ブ )
委 員	戸 高 賢 史	( 公 明 党 )
委 員	猿 渡 久 子	( 日 本 共 産 党 )
委 員	荒 金 信 生	( し ん せ い 大 樹 会 )
委 員	末 宗 秀 雄	( 志 士 の 会 )
委 員	小 川 克 己	( 元 気 な 玖 珠 郡 を 創 る 会 )



# 持続可能な地域公共交通の 実現に向けた政策提言 **案**

～非常事態は、歴史のプロセスを早送りする～

令和5年3月

大分県議会

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、本県の人口は、2035年には100万人を切り、2045年には90万人を切ると推計されています。

今後も、長期にわたり人口増加が見込めない中で、道路ネットワーク網の拡大や自家用車の普及等、交通手段の充実に伴い、地域公共交通の利用者は減少しており、例えば、県内の乗合バスの輸送人員は、昭和40年度の約9,000万人をピークに、コロナ禍前は約2,000万人と、1/4以下まで減少しています。

さらに、コロナ禍や燃油高騰の影響を受け、交通事業者の経営環境は厳しさを増しており、本県でもバス会社、タクシー会社に対し、車両台数に応じた支援金や燃油高騰に対する支援を行っていますが、構造的な課題解決に向けた検討開始は、一刻の猶予もない状況となっています。

そこで、県議会では、政策検討協議会の中で持続可能な地域公共交通の実現に向けた調査研究を進め、有識者からの意見聴取を行い、次のとおり提言を取りまとめました。

「非常事態は、歴史のプロセスを早送りする」と言われるように、新型コロナウイルスの発生を境に、リモートワークやウェブ会議が急速に普及し、通勤や出張のために人々が移動する必要性が低下しました。

地域公共交通を巡る環境が一変し、元には戻らないとされる中、一部地域では乗合バスのコミュニティバスへの転換や、離島航路の運航を市が民間から引継ぐなど、地域公共交通の存続に向けた動きが始まっています。

地域公共交通は、なくてはならないものですが、あることが当然ではない時代になりつつあります。利用者減少が避けられない中で、最適な交通モードを選択し、自動運転やAIデマンド交通といった先端技術を取り入れながら、地域住民、交通事業者、国、県、市町村等の関係者が一体となって知恵を出し、「住み慣れた地域に住み続けたい」という住民の願いを叶えられるような社会を構築すべきと考えます。

県においては、市町村や関係機関と連携し、提言内容を速やかに実現されることを要請します。

## 【提 言】

### 1 地域公共交通をマネジメントする専門人材の確保育成

これまでの地域公共交通は、あることが当然の存在として、主に交通事業者の経営努力により維持されてきたが、コロナ禍が歴史のプロセスを早送りの形となって、乗らなければ消滅するという時代になりつつある。

住み慣れた地域に住み続けたいという住民の願いを叶えるために、県においては、市町村と密接に連携を図り、人口減少に応じた交通モード転換を進め、持続可能性を高めなければならない。

そのためには、交通事業者、住民、市町村等の間に立ち、何度も意見交換を重ね、合意形成により地域公共交通をマネジメントしていく人材が不可欠であり、計画的な人員配置により、専門人材の確保育成を行うこと。

## 2 観光ニーズへの対応強化

「おんせん県おおいた」を掲げ、2024年春の福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けて、更なる観光産業の振興に注力する本県にとって、観光客が地域公共交通を利用し、円滑に移動できる環境を整備することは重要である。

そこで、空港、駅、フェリーターミナル、観光施設等において、各交通事業者間の接続ダイヤの調整に積極的に関与することで、より待ち時間の少ない移動環境を実現し、観光ニーズへの対応を強化すること。

また、スマートフォン等でバスのルート、時刻、運賃等の検索を可能にするため、G T F S - J P（標準的なバス情報フォーマット）の導入が進んでいるが、ダイヤ改正時の更新作業がバス事業者等の過剰な負担にならないよう、配慮すること。

### 【G T F S - J P】

各種経路検索サービスに、路線バス停留所、路線、便、ダイヤ、運賃などの運行情報を反映させるため、オープンデータ化された共通フォーマット

## 3 自家用有償旅客運送の更なる制度活用

過疎地域等における住民の移動手段の一つとして、自家用有償旅客運送があるが、現在、9市町1団体の許可に留まっている。平成27年に、事務の権限が国から県に移譲されており、更なる制度活用を図ってもらいたい、特に、バス・タクシー事業者との協力型自家用有償旅客運送制度を有効活用すること。また、コスト面を考えた場合は、行政の支援がなければ成り立たないため、乗合バスを維持する費用より低廉であればいいという考え方に立ち、支援制度の拡充を含めて検討すること。

また、高齢ドライバーの交通事故が問題となっている中で、運転免許証を返納した高齢者等、運転できない住民が、買物や通院等の移動手段に困らないための支援策を検討すること。

### 【自家用有償旅客運送】

バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、登録を受けた市町村、N P O等が自家用車を用いて有償で運送するサービス



#### 4 デマンド交通のサービス向上

新たな地域公共交通の在り方を検討するため、地域公共交通計画に基づき、バスやタクシーによるデマンド交通の実証事業を行う際は、受託する事業者の経営状況を理解の上、当該事業が採算ベースに乗るものか十分協議して実施すること。

また、デマンド交通を導入したものの、予め決まった場所でしか乗降できない等、利用者ニーズに十分応えられずに、利用率が想定を下回るケースがあるが、せっかく導入したからには、持続可能なものとしなければならない。

そこで、既存事業者の経営を圧迫しないような配慮を行いつつ、関係者間で協議を重ね、利用者目線でより利用しやすいサービスの向上を目指すこと。

##### 【デマンド交通】

利用者の予約に応じる形で、運行経路やスケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通

##### 【地域公共交通計画】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体による作成が努力義務とされているマスタープラン

#### 5 コミュニティバスへの支援維持

収益悪化により、民間バス会社が撤退する乗合バス路線を、市町村がコミュニティバスに転換し、運行を引継ぐ事例が県内でも見られる。

コミュニティバス化により、市町村が主体的にルート・ダイヤ・運賃等、交通網をコントロールできるようになる利点があることから、今後も、乗合バス路線の撤退が懸念される中、不採算路線の公営化も一つの方策として検討すること。

また、市町村がコミュニティバスの運行を継続するためには、県補助金（生活交通路線支援事業）が不可欠となっており、今後も市町村に対する支援を維持すること。

併せて、スクールバスや福祉送迎車両等、特定の時間帯以外には活用されていない輸送資源を活用し、財政負担を軽減する取組を進めること。

#### 6 ローカル鉄道の存続に向けた国への提言

令和4年7月に、国土交通省の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」がまとめた提言によると、危機的な状況のローカル線区については、BRTやバス等への転換を含めた協議を進めるべきとしており、各鉄道会社も線区別収支を公表することで、地元の理解を得ようとしている。

今後も利用者の減少が予想される中、ローカル鉄道を持続可能なものにするには、収支だけを見て廃止か存続かを決めるのではなく、鉄道が、東日本大震災の際に石油

輸送に果たしたような非常時の役割に加え、生活と産業振興を支える地方創生の基盤であることを再認識し、いかにして存続させるか、第三の案を模索すべきである。

さらに、脱炭素社会を目指す上でも、自家用車、航空機、バスと比べ、単位輸送量（人キロベース）のCO<sub>2</sub>排出量が最も少ない鉄道を利用することが、今後、重要であることを踏まえ、本県としても、オールジャパンでローカル鉄道はいかにあるべきか、国の財政支援の在り方や上下分離方式の導入について、国に提言し、地方の声を届けること。

また、昨年、県内においては、走行中の列車のドアが開くという事案が発生した他、駅の無人化が進む中で、ホームから転落した高齢者が列車にはねられ亡くなるという事故も発生しており、安全面に不安を感じる県民も少なくない。

県としても、県民の安心安全を守る立場から、事業者に対し安全を最優先した経営を行うよう要請すること。

## 7 離島交通の在り方検討

離島では、定期航路が本土における道路と同じ役割を果たしており、島民の生活維持のためにはなくてはならない。また、佐伯市深島のように、全国のスキューバダイビング関係者から注目され、輸送人員の約8割を観光客が占めるといふ、観光需要に支えられている航路もある。

しかし、島民の減少や、コロナ禍で観光客が減り収益が悪化する中、燃油高騰や船体更新費用の負担、船員確保の問題等、離島交通事業者の経営環境は年々厳しくなっている。

そこで、航路を維持するため、定期航路に頼らないデマンド運航への転換や、船舶の小型化等、関係者が一体となって、持続可能な離島交通の在り方を検討し、必要に応じて、国に対し、規制緩和や新たな補助制度の創設等の要望を行うこと。

## 8 次世代モビリティの導入支援

地域公共交通が抱える課題解決策の一つとして、全国で、自動運転バスやAIオンデマンドタクシー、医療Ma a S等といった次世代モビリティの実証実験が行われているが、基本的に運賃だけでは採算が合わず、スポンサー企業や補助金による支援が必要となっていることから、本格的に導入する場合は、将来の需要予測を行うと共に、緻密なコスト計算や、スポンサー獲得、補助制度の創設等について支援すること。

### 【医療Ma a S】

患者の自宅近くまで看護師と医療機材を載せた車両が向かい、車両内の患者を医師がオンラインで診療する仕組み

## 9 自動運転の動向注視

令和4年4月の道路交通法改正により、限定地域での遠隔監視のみの無人自動運転移動サービス（自動運転レベル4）の実現に向けて許可制度が整備され、技術開発の進展が期待されている。

遠くない将来、特定のエリア内のみ運行する車両については、ドライバー無しでの自動運転が可能となり、高齢化に伴う輸送ドライバー不足や、過疎地域における移動手段の確保等、社会的課題の解決に寄与するものと思われる。

中山間地域等のGPS精度が低下する場所では、道路に電磁誘導線や磁気マーカを設置する必要がある等、現時点ではどこでも一律に導入することは難しいが、確実に自動運転化は進んでおり、今後の地域公共交通の在り方を変える可能性があるため、その動向を注視すること。

## 10 交通税の動向注視

人口減少下において、地域公共交通を維持するためには公的支援が不可欠であり、そのための財源を安定的に確保することが重要である。

地域公共交通について、利用者だけが恩恵を受けるものではなく、広く社会的共通資本として、県民全体で維持するものという考え方に立ち、滋賀県では独自に交通税創設の検討が始まっている。

受益者負担の原則に立つと、交通税の是非については賛否両論あるが、今後の議論経過は本県にとっても有益と思われるため、その動向を注視すること。

令和5年3月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県議会議長 御手洗 吉生